

努力事項 その2 (図画工作)

「学校教育指導の重点」の図画工作の努力事項をひとつずつ考えていきます。今回は、学習指導要領の内容に照らして、以下の内容について考えてみます。

児童が自分の思いや願いの具現に向け、自らの判断や選択によって主体的に表現できるよう、材料や表現方法を選択・決定できる場や機会を保障しましょう

1 これはどのような意味なのでしょうか？

児童が自分の思いや願いをもちて主体的に表現する、簡単に言うと「自分はこういうふうにしてみたいんだ、という強い思いをもって、本気で夢中になって表現活動に取り組む」ようにさせるために

児童が自分で材料や表現方法を
選んだり、決めたり
できるようにする

ということです。

児童が「こういう表現をしてみたい。これこれこういうものを創ってみたいな。」という思いや願いを持てば「こういう材料だとうまくできるかなあ、だからこういう材料が欲しいなあ。」とか「こういう方法でやれば自分のイメージどおりのものができるかもしれない。」と自分で材料や表現方法についてのイメージを持ちます。

そういった児童の思いや願いに、教師ができるだけ応えられるようにしましょうということです。

画一的に「みなさん、今回はこれから配るこの材料を使いますよ。」とか「今回は、これこれの方法で制作しますよ。」と材料や表現方法を教師が一方的に限定してしまうのではなく、児童にイメージに合う材料を探させ持参させたり、教師が多様な材料を準備したりしましょう。また、「絵」「立体」「工作」等、様々な方法で表現できるようにするなどして「これだと僕のイメージにピッタリだ!」という創作活動ができるようにして、児童が主体的な活動を展開できるようにしましょう、ということです。

このようにしていくことで、「先生、(先生の言うとおりに)できました。次はどうすればいいですか?」という、言われたとおりに作る受け身の活動ではなく、「先生、私はこれこれこういうふうにしたいのですが、うまくいかないんです。ここのところ、どうすればこのように(自分の思っているように)できますか?」というような、児童に自分の思いや願いをもちて主体的に表現させることができるようになります。



今回は、中学校の重点事項「生徒一人一人が、自分の表現意図に合う表現形式や技法、材料などを選択し、創意工夫して表現できるようにしましょう。」について、考えていきます。
6月14日（金）頃アップの予定です。

